

平成 2 9 年

亀山市教育委員会第 6 回臨時会会議録

## 亀山市教育委員会第6回臨時会会議録

### 1. 日 時

平成29年5月2日（火） 午前10時00分開会

### 2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第5会議室

### 3. 出席委員

|      |         |
|------|---------|
| 教育長  | 服 部 裕   |
| 1番委員 | 井 上 恭 司 |
| 2番委員 | 大 萱 宗 靖 |
| 3番委員 | 宮 村 由 久 |
| 4番委員 | 太 田 淳 子 |

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 教育次長               | 大 澤 哲 也 |
| 教育総務室長（以下総務室長という。） | 原 田 和 伸 |
| 生涯学習室長（以下生涯室長という。） | 亀 山 隆   |
| 図書館長               | 井 上 香代子 |
| 教育総務室主任主査（書記）      | 草 川 正 富 |
| 教育総務室主任主事（書記）      | 三 井 直 子 |

### 6. 会議録署名者指名

3番委員（宮 村 由 久 委員）  
4番委員（太 田 淳 子 委員）

## 7. 議事

教育長 議案第16号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求め  
める。

教育次長 議案第16号「人事案件について」については、人事に関する  
案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条  
の規定に基づき、議決を求める。

教育長 議案第16号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組  
織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、非公開に当た  
るので各委員に諮る。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

教育長 議案第16号「人事案件について」は非公開とする。関係職員  
以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

教育長 議案第16号「人事案件について」は可決される。

(退室した職員入室)

## 8. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市立図書館整備基本構想(中間案)につい  
て」の説明を求める。

(生涯室長前回からの修正箇所説明)

教育長 9日にはアンケートの結果を付けさせていただき、今日いただ  
いた意見により修正したものを教育委員会の中間案の最終案とし  
たいと思っています。その最終案を11日の総合教育会議において市長へ報告します。

太田委員 1ページの中段以降が時系列になっていない気がする。また、  
「残念なことに」の表現は、ほかにはないのか。1ページ目は非常  
に大切である。

また、「教育大綱」は、市のホームページにアップされていない  
のではないのか。

総務室長 「教育大綱」はアップされていますが、探しにくいかと思いま  
す。

太田委員 3ページの基本理念ですが、修正箇所の「あるいは、」となっ

ているのに、文末が「あるでしょう。」はおかしい。言い切らないとおかしいのではないのか。

空間を創出するために、新しい図書館では、「まず、」ですか。ほかの言葉はないのか。

3ページ基本方針の(3)と7ページ(3)の表記が統一されていない。

生涯室長 時系列になっていないとの、ご指摘ですが、理念、方向性を整合させた上で、こういう示し方にしました。

3ページの言葉の表現につきましては、「さらに」という表現に改めます。

「まず、」についてですが、図書館の根幹部分はぶれませんという強い意思表示を含めた意味で「まず、」という表現にしました。

5ページの基本方針(3)「だれもが」を「誰もが」に修正します。

宮村委員 1ページの「はじめに」の「知的情報拠点」、「憩い、安らぎ、暮らしを楽しむ図書館」、「関係機関や市民合意」は非常によく分かる。一方で、市民の方もこれを見るという前提で考えると、6ページの(2)①「日常生活に位置付いた読書の在り方」というのが理解できない。8ページの用語説明も必要ではないか。

生涯室長 先ほどの1ページ「残念なことに」は表現を修正します。

「日常生活に位置付いた読書の在り方」ですが、本を読むときの動機づけや、ストレートに日常生活に結びついた課題や思いから読書活動に繋がっていくということを表現しています。

用語解説は適時付けさせていただきます。

教育長 6ページは「日常生活に結び付いた」読書の在りの方が分かりやすいのではないか。

生涯室長 修正します。

大萱委員 14ページの、(2)位置などで、現在地からの移転「を」視野に入れるとあるが、「も」の方が適切ではないか。補助金的事事は触れない方がいいのか。

教育次長 現在地からの移転「も」の方が良いと思う。

大萱委員 移転「を」だと、かなり勝手にどんどん進んでいる気がする。

- 生涯室長 前回の御指摘により、現在地からの移転「も」から「を」に変更しましたが、今の御意見ということなら、「も」に変えさせていただきます。
- 宮村委員 「を」にすべきではないかと、前に発言しましたが、現在地は非常に魅力的な所ではあるが、財政的なことを考えると「を」にしなければならないのではないかとということであった。
- 生涯室長 環境的には現在地は非常にいいところだろうと。ただ、公園の整地やレイアウトから変えなければならないことと、事業費の問題も考えると現行の場所で拡充建て替えをするということは、かなり難しいと思います。今後の展開に向けては、しっかり拡充しましょうという方向がスムーズかと思います。
- 教育長 これらの視点を勘案すると、14ページは「も」にしておいて、15ページは、「これらの視点を勘案すると、新たな図書館立地は、適地を検討する必要があると考えられます。」とすることも考えられます。
- 宮村委員 亀山駅周辺も一つの候補地であるとしておいてもよいと思う。
- 生涯室長 14ページの「亀山公園内に立地しています。」の後に「緑豊かで、社会教育施設もあり、恵まれた環境立地であります但同一敷地内には」という書き方にします。
- 井上委員 総合教育会議で市長は、何を聞き取りたいのか、ということになると思います。
- 図書館の位置だけ取り上げられて、図書館の充実に関しては担保されないままにいくというのは望ましくないと思う。
- 教育長 そういった辺りを、総合教育会議で話し合いたいと考えている。
- 井上委員 2ページの関図書室の経過と課題が特出しに見えるが。
- 8ページの(3)市民の誰もが集える場の創出のコミュニティセンターなどの場を活用した市域全体での読書拠点の確立、そのうちのネットワークの一つとして関図書室を位置付けているということになるということか。
- 12ページの「なお、これらの機能や規模に即したスタッフの拡充が図られる必要があります。」とあるが、もっと強く言えばいいと思う。「高い専門性を有する」とか。図書館を運営するのは人なんですから。

13ページの⑤静かな読書活動にふさわしい周辺環境ですが、日常のけん騒を離れた静けさと言っていますが、駅前にはぎわいの創出と言っていて矛盾する。「心落ち着ける緑豊かな空間」とありますが、ここの書き方は難しいと思う。

教育長           まず、関図書室のことはどうですか。

生涯室長       関の図書室の扱いですが、今の形というのを利用者の方々はなくしてほしくないのだろうと推察しています。ただ、課題にも触れましたが、位置づけが曖昧なままで、来ていますので、地域の読書拠点として落とし込むのが適切であろうと考えております。

教育長           私は（２）を抜いたらと話をしました。（１）の経過と課題の入館者数等は関図書室も含んでいるんです。関のことだけ特出しせずに。計画が進んだ場合、意見を聞くワークショップの余地があるということです。

生涯室長       現在の関図書室がある経緯として、合併時の協議の中で、置いておくことになりました。最終的にはボランティアの方々が管理運営を担っていくということも考えられます。

井上委員       そのような話なら、（２）関図書室の経過と課題については、タイトルを消した方がいいのではないか。

生涯室長       12ページのご指摘いただきましたスタッフについては、専門性を持った職員を配置していくと触れさせていただきます。

教育長           まだ駅前の記述をどうするか結論は出ていませんが、ほかにどうですか。

宮村委員       12ページの必置の施設で、駐車場100台以上の根拠はあるんですか。

また、新図書館に付帯する施設で、必置の施設・機能と大きく期待できる施設・機能とあるわけですが、違いがあるのかどうか教えてもらいたい。

生涯室長       車の台数ですが、何台あればいいというものはありません。現況は軽乗用車しかとめられないところも含め20台です。実際は公園の駐車場にとめていただいています。図書館において駐車場の利用の状況を調べていますが、ほぼ満車状態で、現状の約5倍は必要ということで100台という数字を出しています。

必置の施設・機能につきまして、図書館の理念を考えていくに当たっては、こういったものが担保されていないと図書館がうま

く機能していかない。特に③・④に関しましては、図書館に長時間滞在していただくには、こういったスペースも必要である。図書館の中に入れるか外にするかはこれから検討することですが機能としては必要である。

期待できる施設・機能については、あって欲しいものであれば、なおいいですよねというものです。いろんな視点で検討していくべきだということで記載しています。

教育長 図書館の一定時間の滞在人数はわかりますか。

図書館長 館内にだいたい20人ぐらいいはいます。多い時では30人ぐらいいです。

教育長 新しく図書館ができたなら来館者の想定数は100名以上は絶えずいると想定しているからと、はっきり言えないといけない。

宮村委員 私が行ったとき枠内にとめられたことはないです。ということは20数台では足りないことは分かる。

図書館長 今回の面積規模で一杯ですので、不足状態です。

教育長 今、30台はほぼ埋まっている状態。今度は3倍の面積になるうとするのだから、単純計算で90台。駅前のにぎわいということもあるのだから、最低100台ですか。

宮村委員 考えようによって共用で100台としておいて、何十台かは図書館専用とも考えられる。

教育長 ③は必置ですか。市民交流施設。図書館とは直接関係ないとも考えられるが。

生涯室長 付帯的なもので、望ましい機能の一つです。市民が集える場ということで入れていることから非常に関連深いということで入れています。

教育長 11ページの⑥交流エリアというのがあるが、交流施設との違いはどうですか。必置となれば図書館の面積が削られるかなと思いました。

実際には、これを基に市は面積を算出して、国に申請を提出することになると思われる。面積は3,000㎡、駐車場は入っていない、市民交流施設は入っていない、駐車場はあるだろうけども、予算的にそうもいかないと。必置であっても、そうなってくる可能性もあるんです。

宮村委員 私が先ほどお聞きしたのは、必置と期待できる施設とあり、そ

の答えをいただいたんですが、必置というのは期待できる施設よりレベルが上だということですね。

1 ページの「はじめに」の「知的情報拠点としての機能確立し、また、市民が、憩い安らぎ、暮らしを楽しむ図書館である」と、今の時点では、飲食可能なスペースは、あって欲しい、必置という位置付けの方がいいという気がします。今後の議論で減っていく可能性はありますが。

井上委員 飲食可能なスペースというのは、必置なのか。

教育長 図書館内ではなく付帯施設とも考えられるが、細部はワークショップや基本計画で検討することになる。

生涯室長 ここについては今、明確ではありませんが、きちんと区分けしたい。長時間滞在も想定した中で、場所の確保は大切です。ですから場合によっては、違うフロアーに飲食店があるとか、買ってきたものが持ち込みができて、食べていただくことができるのであれば、飲食可能なスペースということになると思います。

宮村委員 単なる箱ものではなしに、テラスもあり、屋上緑化されて木も植わっていて、コーヒーも飲める場所もあり、一步入れば図書館があるという、出来る、出来ないは別にしてそんなイメージをしています。

教育長 今は、そのようなものばかりです。そうでないと図書館に行こうとしない。

井上委員 昼食のため図書館を出て再度、戻ってくる方は見えますか。

図書館長 夏休みや、テスト前になりますと玄関前で食べたり、休憩室で食べて見えます。

教育長 それでは次回までに、調整させていただくということで、本日は終了します。

## 9. その他

教育長 次回の臨時会は5月9日（火）午後3時30分からとする。

## 10. 閉会

午後0時5分